

了鳥取県公報

平成13年11月29日(木) **号外第**118号

每週火:金曜日発行

I	目	次
L	H	<i>//</i> \

<u>監査公告</u> 監査結果の公表(4)......1

監查委員公告

鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、平成12年度に係る財務に関する事務の執行等に ついて監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次 のとおり公表する。

平成13年11月29日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦 鳥取県監査委員 井 上 耐 子 鳥取県監査委員 中 尾 享 鳥取県監査委員湯原俊

1 報告

(1) 監査の概要

ア 監査の対象及び視点

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監 査について、次の視点により実施した。

(ア) 定期監査

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。また、経営に係る事業の管理が合理的 かつ効率的に行われているか。

(イ) 財政援助団体等の監査

出納その他の事務の執行が財政援助等の趣旨に従って適正に行われているか。

イ 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

(ア) 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する ことを基本として行う監査

(イ) 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

ウ 監査実施機関の数

区分		分		監査対象 機関の数	監査実施機関の数	左 の実地監査	内訳書面監査	
知	事	台	ß	局	1 2 0	1 2 0	111	9
企		業		局	4	4	4	0
病		院		局	3	3	3	0
教	育	委	員	会	5 1	5 1	2 3	2 8
警	察	4	Z	部	1 2	1 2	5	7
委	員	ź	<u>></u>	等	3	3	3	0
県	議会	等	務	局	1	1	1	0
協		議		会	1	1	1	0
		計			1 9 5	1 9 5	1 5 1	4 4
財	政 援	助回	日体	等	2 7 8	1 9	1 9	0
	合		計		473	2 1 4	170	4 4

エ 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 山田 次彦

井上 耐子 同

中尾 享 同

同 湯原 俊二

(2) 監査結果

ア 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の収入事務について不適正なものがあったので、 イの実施状況に記載のとおり指摘し、改善するよう求めた。

また、次に掲げる事務の処理等について改善を要すると認められた事項について文書により指示、注意 又は指導を行った。

(ア) 収入事務

調定の漏れ、誤り、遅延等、未収金の増加その他の収入事務手続の不適正

(イ) 支出事務

旅費支給の誤り、精算時期の遅延、使用見込み以上の物品の購入その他の支出事務手続の不適正

(ウ) 契約事務

予定価格の未設定、随意契約理由の不適正、契約の遅延、契約書記載内容の不備その他の契約事務手 続の不適正

(工) 補助金等事務

補助事業の指導不十分、交付申請及び交付決定の遅延、実績確認の不十分その他の補助金等事務処理 の不適正

(オ) 財産管理事務

用途廃止、使用許可等の手続の遅延、郵券の多量在庫、債権残高の誤りその他の財産管理事務処理の 不適正

(カ) その他の事務

時間外勤務に係る事務手続の不適正

イ 実施状況

(ア) 総務部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

文	<u>1</u>	象		機	B	a	実	施	日	実施方法
総			務			課	平成1	3年10	月17日	実地監査
県			民			室	平成1	3年10	月15日	"
広			報			課	平成1	3年10	月16日	<i>II</i>
管			財			課	平成1	3年10	月11日	<i>II</i>
職			員			課	平成1	3年10	月3日	<i>II</i>
財			政			課	平成1	3年10	月16日	<i>II</i>
税			務			課	平成1	3年10	月10日	<i>II</i>
市	町	村	† ‡	涱	興	課	平成1	3年10	月2日	<i>II</i>
同	和		対	Î	耟	課	平成1	3年 9	月27日	<i>II</i>
国			際			課	平成1	3年10	月17日	<i>II</i>
東	京		事	ŧ	务	所	平成1	3年 8	月24日	書面監査
大	阪		事	Ĭ	务	所	平成1	3年 5	月31日	実地監査
公		文		書		館	平成1	3年10	月17日	<i>II</i>
中	部		県	E	₹	局	平成1	3年 5	月16日	<i>II</i>
西	部		県	E	₹	局	平成1	3年 5	月17日	<i>II</i>
自	治		研	1	多	所	平成1	3年 4	月26日	"
東	部	県	税	事	務	所	平成1	3年 8	月1日	<i>II</i>
中	部	県	税	事	務	所	平成1	3年 7	月10日	"
西	部	県	税	事	務	所	平成1	3年 7	月25日	<i>II</i>

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(イ) 企画部

対 象 機 関	実 施 日	実施方法
企 画 課	平成13年10月18日	実地監査
情 報 政 策 課	平成13年10月10日	"
公園都市政策課	平成13年10月18日	"
文 化 振 興 課	平成13年 9 月27日	"
国民文化祭推進室	平成13年 9 月28日	"
交 通 政 策 課	"	"
男女共同参画推進課	平成13年10月 2 日	"
統 計 課	平成13年10月11日	"
鳥取空港管理事務所	平成13年 5 月15日	"
女性就業援助センター	平成13年10月 2 日	"

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意又は指導を行った。

(ウ) 福祉保健部

対象機関 実施日 福祉保健課 平成13年10月17日 実地監査 障害福祉課 平成13年10月15日 " 長寿社会課 平成13年10月3日 " 子育て支援課 平成13年10月16日 " 医療薬事課 平成13年10月16日 " 健康対策課 " 東部健康福祉センター東部部保健所所 平成13年5月23日 " 東部健康福祉センター、八頭地域保健福祉・ 平成13年7月10日 " 中部よ福祉センター中部語保健所所 平成13年7月10日 " 西部健康福祉センター西部保健原福祉センター西部保保健福祉・ 平成13年7月2日 " 西部健康福祉センター日野地域保健福祉・ 平成13年7月2日 " 福祉相談センター局等福祉・ 平成13年7月2日 " 福祉相談・センター房体入時期、 中域13年7月2日 " 福祉相談・センター房が開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開
 で 害 福 祉 課 平成13年10月15日
長寿社会課平成13年10月3日 "子育て支援課平成13年10月9日 "医務薬事課平成13年10月16日 "健康対策課 ""東部健康福祉センター東部 福祉事務所 場面 報保健福祉センター中部 福祉事務所 會 吉保健所 所定部健康福祉センター 中部 審 高保健所 所定 理保 個別 中央部 高 市保健所 所定 理保 個別 中央 健康 福祉 センター 西部 子保健所 所定 理保 健 所
子育 て支援課 平成13年10月9日 " 医務薬事課 平成13年10月16日 " 健康対策課 " 東部健康福祉センター東部福祉事務所島 取保健所 平成13年5月23日 " 東部健康福祉センターハ頭地域保健福祉 センター中部福祉事務所倉 吉保健所 平成13年7月10日 " 西部健康福祉センター西部福祉事務所名 保健所 平成13年7月12日 " 西部健康福祉センター西部保健所 平成13年7月26日 " 西部健康福祉センター日野地域保健福祉 平成13年7月26日 " 福祉相談センター保健活祉 平成13年7月26日 " 福祉相談センター帰身体障害者更生相談所知的障害者更生相談所中央児童相談所中央児童相談所中央児童相談所 平成13年4月17日 " 香夢園 平成13年8月24日 書面監査管生小児療育センター 平成13年8月24日 書面監査 事工式3年8月24日 書面監査 事務所有別 平成13年8月24日 書面監査
 医務薬事課
健康対策課"東部健康福祉センター東部福祉事務所鳥 取保健所所平成13年5月23日東部健康福祉センターハ頭地域保健福祉部中的企業福祉事務所名。 古保健所所平成13年7月10日中部健康福祉センター中部福祉事務所名。 古保健所所平成13年7月12日西部健康福祉センター西部・イスティスの一方の方式を発展の所定平成13年7月26日西部健康福祉センター日野地域保健福祉部平成13年7月26日本部健康福祉センター日野地域保健福祉部平成13年7月26日本部健康福祉センター日野地域保健福祉平成13年7月26日本部健康福祉センター日野地域保健福祉平成13年7月26日本部財政院所知的障害者更生相談所中央児童相談所中央児童相談所中央児童相談所中央児童相談所平成13年4月17日本校13年4月17日 第十十年本校13年4月18日大成 学園 平成13年4月18日 実地監査平成13年4月18日生生小児療育センター 平成13年4月18日 実地監査財務育センター 東成13年4月18日 実地監査東京 東京 東
東部健康福祉センター 東部福祉事務所 鳥取保健所 東部健康福祉センター 八頭地域保健福祉部 中部健康福祉センター 中部福祉事務所 倉吉保健所 西部健康福祉センター 西部福祉事務所 倉吉保健所 西部健康福祉センター 西部福祉事務所 者子保健所 西部健康福祉センター 西野地域保健福祉部 平成13年7月12日 『 一西部健康福祉センター 日野地域保健福祉部 平成13年7月26日 『 一四部健康福祉センター 日野地域保健福祉部 平成13年7月26日 『 本記書を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
東部福祉事務所 東部健康福祉センター 八頭地域保健福祉部 中部健康福祉センター 中部福祉事務所 倉 吉 保健所 西部健康福祉センター 西西福祉保健所所 西部健康福祉センター 西西福祉保健所所所所的 本では13年7月12日 " 平成13年7月12日 " 平成13年7月26日 " 平成13年7月26日 " 平成13年5月23日 " 平成13年5月23日 " 平成13年4月17日 " 種 強 相 談 セン ター所 身体障害者更生相談所 中 央 児 童 相 談 所 皆 成 学 園 平成13年4月17日 " 種 善 学 園 平成13年4月18日 実地監査 島 取 療 育 園 平成13年8月24日 書面監査
中部健康福祉センター中部 福祉事務所倉 吉保健所
中部福祉事務所倉 吉保健所 平成13年7月12日 『 西部健康福祉センター 西部健康福祉センター 日野地域保健福祉部 平成13年7月26日 『 西部健康福祉センター 日野地域保健福祉部 平成13年7月26日 『 福祉相談センター 帰人 相談所知的障害者更生相談所知的障害者更生相談所中央児童相談所中央児童相談所中央児童相談所中央児童相談所中央児童和談所 平成13年4月17日 『 16 基 学園 平成13年4月18日 実地監査 16 東京 京 園 平成13年4月18日 実地監査 17 東京 京 園 平成13年4月18日 実地監査 18 取療育園 平成13年8月24日 書面監査
西部福祉事務所 米子保健所 西部健康福祉センター 日野地域保健福祉部 福祉相談センター 婦人相談所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 中央児童相談所 中央児童相談所 管成学園 平成13年4月17日 " 積善学園 平成13年4月17日 " 積善学園 平成13年4月18日 実地監査 島 取療育園 平成13年4月18日 実地監査
日野地域保健福祉部 福祉相談センター
婦人相談所身体障害者更生相談所知的障害者更生相談所中央児童相談所中央児童相談所皆成学園平成13年4月17日 パ積善学園平成13年8月24日 書面監査皆生小児療育センター平成13年4月18日 実地監査島鳥取療育園平成13年8月24日 書面監査
積 善 学 園 平成13年 8 月24日 書面監査 皆生小児療育センター 平成13年 4 月18日 実地監査 鳥 取 療 育 園 平成13年 8 月24日 書面監査
皆生小児療育センター平成13年4月18日実地監査鳥 取 療 育 園平成13年8月24日書面監査
鳥 取 療 育 園 平成13年8月24日 書面監査
岩 井 長 者 寮 平成13年8月24日 書面監査
倉 吉 児 童 相 談 所 平成13年5月16日 実地監査
米 子 児 童 相 談 所 平成13年 7 月25日 "
喜 多 原 学 園 平成13年8月24日 書面監査
保育専門学院 平成13年5月16日 実地監査
鳥 取 看 護 専 門 学 校 平成13年8月24日 書面監査
倉吉総合看護専門学校 平成13年5月16日 実地監査
精神保健福祉センター 平成13年5月23日 ″

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(工) 生活環境部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実施方法
環 境 政 策 課	平成13年10月17日	実地監査
廃棄物・再資源対策課	平成13年10月10日	"
景 観 自 然 課	平成13年 9 月27日	"
県 民 生 活 課	平成13年10月 9 日	"
防災危機管理室	"	"
消 防 課	平成13年10月 2 日	"
衛 生 研 究 所	平成13年 4 月12日	"
食 肉 衛 生 検 査 所	平成13年 8 月24日	書面監査
消費生活センター	平成13年 5 月17日	実地監査
消 防 学 校	平成13年 7 月25日	"

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意又は指導を行った。

(オ) 商工労働部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象	村	幾	関	実	施	日	実施方法
経	済	通	商	課	平成1	3年10	月15日	実地監査
経	営	流	通	課	平成1	3年 9	月28日	"
エ	業	振	興	課	平成1	3年 9 .	月27日	"
観		光		課	平成1	3年10	月10日	"
労	働	雇	用	課	平成1	3年 9	月28日	"
産業	美技 徘	析セ	ン・	ター	平成1	3年 5	月23日	"
倉吉	高等	技術	亨專	門校	平成1	3年 8 .	月24日	書面監査
米子	高等	技術	亨專	門校	平成1	3年 5	月17日	実地監査

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(力) 農林水産部

対	象	模	幾	関	実	施	日	実施方法
農		政		課	平成13	3年10月	月17日	実地監査
経	営	指	導	課	平成13	3年10月	月4日	"
生	産	流	通	課	平成13	3年10月	月10日	<i>II</i>

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのない よう適正な事務処理を行われたい。

"

平成13年**7**月11日

- (a) 家畜伝染病予防法 昭和26年法律第166号)第5条第1項に規定する監視伝染病の発生を予防す るための検査を行った旨の証明書の交付手数料について、鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条 例第37号)に規定して徴収すべきところを、同条例に規定していなかった。(畜産課)
- (b) 県営土地改良事業負担金・分担金の収納について、各地方農林振興局に対する指示が遅れたこ とにより、調定及び収入の時期が遅延していた。(耕地課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(キ) 土木部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

栽培漁業センター

対	象	模	菱	関	実	施	日	実 施 方 法
管		理		課	平成13	3年10月	月17日	実地監査
道		路		課	平成1:	3年10月	月4日	"
都	市	計	画	課	平成1:	3年10月	月11日	"
					1			

1							l .
河		Ш			課	平成13年10月15日	"
港		湾			課	平成13年10月 2 日	"
砂	防	利	기	<	課	平成13年10月15日	"
旧中	部ダム	予定	地域	振興	課	平成13年10月11日	"
建		築			課	平成13年10月16日	"
住		宅			課	平成13年 9 月27日	"
I	事	検	2	Ī	室	平成13年10月 1 日	"
鳥	取土	木	事	務	所	平成13年 8 月 1 日	"
郡	家 土	木	事	務	所	平成13年 5 月24日	"
倉	吉土	木	事	務	所	平成13年 7 月10日	"
米	子 土	木	事	務	所	平成13年 7 月25日	"
根	雨土	木	事	務	所	平成13年 7 月26日	"
姫 路	8鳥取	線用	地區	事務	所	平成13年 8 月24日	書面監査
鳥	取港	湾	事	務	所	平成13年 5 月15日	実地監査

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのない よう適正な事務処理を行われたい。

- (a) 土砂採取許可において、採取料が徴されていないものがあった。(郡家土木事務所)
- (b) 港湾施設使用許可において、平成11年度及び平成12年度の2箇年にわたり港湾施設使用許可申 請があったにもかかわらず許可をしないまま放置し、港湾占用料の徴収を行っていないものがあっ た。(倉吉土木事務所)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(ク) 出納局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象 機	関	実 施 日	実施方法
出	納	局	平成13年10月10日	実地監査

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書による注意を行った。

(ケ) 企業局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象	. †	幾	関	実	施	日	実施方法
企		業		局	平成13	3年8	月2日	実地監査
東	部	事	務	所	平成13	3年 7	月17日	"
中	部	管	理	所	平成13	3年8	月2日	"
西	部	事	務	所	平成13	3年 7	月11日	"

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意又は指導を行った。

(コ) 病院局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象	機	関	実 施 日	実施方法
病	ß	元	局	平成13年 8 月 2 日	実地監査
中	央	病	院	平成13年 7 月24日	"
厚	生	病	院	"	"

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(サ) 教育委員会

対 象 機	 関	実 施 日	実施方法
総務	課	平成13年10月18日	実地監査
小 中 学 校	課	平成13年10月 9 日	"
高 等 学 校	課	平成13年10月11日	11
生 涯 学 習	課	平成13年10月 3 日	"
同 和 教 育	課	平成13年10月 1 日	"
文 化	課	平成13年10月 4 日	"
体 育 保 健	課	平成13年10月 3 日	"
福利	課	平成13年10月18日	<i>II</i>
教育研修センタ	7 –	平成13年 4 月12日	11
生涯学習センタ	7 —	平成13年 8 月24日	書面監査
図書	館	"	11
博物	館	"	11
埋蔵文化財セング	ター	"	11
スポーツセンタ	7 –	"	11
鳥取東高等学	校	平成13年 4 月26日	実地監査
鳥 取 西 高 等 学同 附属 久 松 幼 和		平成13年 8 月24日	書面監査
鳥取商業高等等	单校	"	11
鳥取工業高等等	夕校	"	11
鳥取西工業高等	学 校	"	<i>II</i>
鳥取農業高等等	单校	平成13年 4 月26日	実地監査
岩美高等学	校	"	11
八頭高等学	校	平成13年 8 月24日	書面監査
智頭農林高等等	单校	"	"
青谷高等学	校	平成13年 5 月15日	実地監査
倉 吉 東 高 等 学	校	平成13年 8 月24日	書面監査
倉 吉 西 高 等 学	校	平成13年 4 月25日	実地監査
倉吉農業高等等	单校	平成13年 8 月24日	書面監査
倉 吉 産 業 高 等 学	之校	"	"

倉吉工業高等学校	"	"
由良育英高等学校	"	"
赤碕高等学校	平成13年 4 月25日	実地監査
米 子 東 高 等 学 校	平成13年 8 月24日	書面監査
米 子 西 高 等 学 校	"	"
米 子 高 等 学 校	平成13年 4 月18日	実地監査
米子南商業高等学校	平成13年 8 月24日	書面監査
米 子 工 業 高 等 学 校	平成13年 4 月18日	実地監査
淀江産業技術高等学校	平成13年 8 月24日	書面監査
境 高 等 学 校	"	11
境水産高等学校	II .	"
境港工業高等学校	平成13年 4 月19日	実地監査
根 雨 高 等 学 校	平成13年 7 月12日	"
日野産業高等学校	II .	"
日 野 高 等 学 校	平成13年 8 月24日	書面監査
鳥 取 盲 学 校	平成13年 4 月12日	実地監査
鳥 取 聾 学 校	平成13年 8 月24日	書面監査
鳥 取 養 護 学 校	II .	"
白 兎 養 護 学 校	"	"
倉 吉 養 護 学 校	平成13年 5 月16日	実地監査
皆 生 養 護 学 校	平成13年 8 月24日	書面監査
米 子 養 護 学 校	平成13年 5 月17日	実地監査

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

(シ) 警察本部

対	象		機	関	実 施 日	実施方法
警	察		本	部	平成13年10月 9 日	実地監査
岩	美	警	察	署	平成13年 8 月24日	書面監査
鳥	取	警	察	署	平成13年 4 月12日	実地監査
郡	家	警	察	署	平成13年 4 月13日	"
智	頭	警	察	署	平成13年 8 月24日	書面監査
浜	村	警	察	署	平成13年 5 月15日	実地監査
倉	吉	警	察	署	平成13年 8 月24日	書面監査
八	橋	警	察	署	"	"
米	子	警	察	署	II .	"
境	港	警	察	署	平成13年 4 月19日	実地監査
溝		警	察	署	平成13年 8 月24日	書面監査
黒	坂	警	察	署	II .	"

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意又は指導を行った。

(ス) 委員会等

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実施方法
監 査 委 員 事 務 局	平成13年10月18日	実地監査
人事委員会事務局	平成13年10月 1 日	"
地方労働委員会事務局	平成13年10月 2 日	"

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

(セ) 県議会事務局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

文	d	象	機	関	実	施	日	実施方法
県	議	会	事	務局	平成13	3年 9	月28日	実地監査

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

(ソ) 協議会

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象	機	関	実	施	日	実 施 方 法
旧中部名	ダム予定	地域振興	興協議会	平成13	3年10月	月11日	実地監査

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

(夕) 財政援助団体等

対 象 機 関	実 施 日	実施方法
財団法人因幡街道ふるさと振興財団	平成13年 7 月18日	実地監査
財団法人鳥取県国際交流財団	平成13年 7 月 5 日	"
財団法人鳥取県市町村振興協会	平成13年 8 月 2 日	"
財団法人鳥取県情報センター	平成13年 7 月 5 日	"
財団法人鳥取県文化振興財団	"	"
財団法人鳥取県臓器バンク	平成13年 8 月 2 日	"
鳥取県国民健康保険団体連合会	平成13年 7 月17日	11
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	平成13年 8 月 1 日	"
財団法人鳥取県観光事業団	平成13年 7 月 5 日	"
財団法人鳥取県産業振興機構	平成13年 7 月 6 日	11
鳥取県中小企業団体中央会	平成13年 8 月 1 日	11
株式会社鳥取林業サービス	平成13年 7 月18日	11
財団法人鳥取県造林公社	平成13年 7 月17日	11

財団法人鳥取県栽培漁業協会	平成13年 7 月24日	"
鳥取県農業協同組合中央会	平成13年7月6日	"
鳥取県土地開発公社	平成13年 7 月17日	"
財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	平成13年 7 月24日	"
社団法人鳥取県私学振興会	平成13年7月6日	11
財団法人鳥取県教育文化財団	平成13年 7 月17日	"

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により指示、注意又は指導を行った。

2 監査意見

(1) 総務部

ア 県民局への事務処理権限の委譲について(県民局共通)

県民局は、県政に係る広聴、市町村との連絡調整並びに商工業、観光及び労働に関する事務を所掌させるために設置され、地域における情報収集等の総合窓口として機能しているところである。

しかしながら、現状では、事務処理権限が委任されているのは補助金、貸付金等の事務の一部に限られており、本庁への進達、連絡調整等の事務が多い状況である。

ついては、地域における県政の総合窓口としての機能を一層充実するために、各県民局で県政に関する情報が十分把握できるシステムを構築するとともに、将来展望を踏まえた上で、実施可能なものについては県民局の事務処理権限を拡大することについて検討されたい。

イ 人事異動のあり方について(職員課)

財務に関する事務の執行において基礎的な知識や重要性の認識の欠如による不適切な事務処理が年々増加しているが、その原因の一つとして、近年人事異動のサイクルが短くなったことにより、事務に対する 習熟度及びチェック機能が低下していることが考えられる。

平成13年 9 月現在で役付き職員 (課長補佐級以上) のうち在職期間が 1 年未満の占める割合は、本庁機関、地方機関とも約半数となっていた。

また、平成12年度の人事異動において所属職員の大半が異動している所属もあった。

もとより、同一所属における長期在職者を解消し、組織の活性化と綱紀の保持を図る必要はあるが、極端な人事異動は県民サービスの低下を招くことも懸念されるので、適切な人事異動に努められたい。

ウ 人材育成方針の明確化と外郭団体職員の研修について(職員課・自治研修所)

地方分権が進み、地方公共団体が自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるようにするためには、職員の資質の一層の向上を図る必要があり、国においては、各地方公共団体に対して、「人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針」を策定するよう要請しているところである。

県においては、地方分権に対応するため、組織機構の整備、職員研修の見直し等を行っているところであるが、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、職員研修を含めた人材育成全般についての基本的な方針の策定を検討されたい。

また、市町村及び県の事務事業と密接な関係がある公社・事業団等の外郭団体の職員の資質向上も求められている。

市町村職員に対しては、自治研修所において原則として県職員との合同研修が行われているが、外郭団体の職員は対象とされていない。

本来、外郭団体は自ら職員研修を実施すべき立場にあるが、現状では十分な研修が行われているとはいえない状況にあるので、県職員等との合同研修等についても検討されたい。

エ 国際交流員のあり方について(国際課)

国際交流員は、県及び市町村に配置され、国際交流事業の事務補助、職員及び住民に対する語学指導等の業務を行っているが、その内容は翻訳、通訳等の事務補助に関する分野が多い状況にある。

ついては、民間交流団体の事業活動に対する助言及び参画並びに地域住民の交流活動への協力等を積極的に行う等国際交流員の有効な活動方策を検討されたい。

オ 業務委託契約等の競争性の確保について(全庁共通)

毎年度継続して年度当初から実施する必要のある業務の委託等については、年度開始直前に入札等の準備行為を行い年度当初に契約を締結しているが、前年度の契約者が継続して受託している事例が多数見受けられる。

これらの契約は、入札日から業務開始日までの期間が短期間であること等の理由により、競争原理が十分働いていない場合があると考えられるので、業務等の性格、規模等を考慮の上、必要に応じて債務負担 行為を設定する等の工夫により、より競争原理の働く契約となるよう検討されたい。

(2) 企画部

ア 県民の日の積極的な啓発活動について(企画振興課)

とっとり県民の日(**9**月12日)の啓発については、記念行事の実施、公共施設の無料開放及び新聞等を利用した広報等といった取組が行われているが、十分に県民に周知されているとはいい難い状況にある。

ついては、とっとり県民の日設置の趣旨を踏まえ、ふさわしい事業の実施と啓発活動に積極的に取り組まれたい。

イ 兵庫県をはじめとする近畿圏とのつながりを強める方策について(企画振興課)

兵庫県をはじめとする近畿圏と鳥取県とは、歴史的にも、また、地理的にも密接な関係にある。

ついては、物流、観光、交通網整備等の各種施策について、関係府県が連携・協調して実施することが 効果的であるので、関係府県とのつながりを一層強めるための方策を検討されたい。

(3) 福祉保健部

不妊専門相談センター業務の中・西部地区への拡大について(健康対策課)

不妊に悩む夫婦等を対象とした不妊専門相談センターを平成11年度に県立中央病院に開設しているが、中・西部地区の対象者の利便を図るため、中・西部地区にも相談機関を設置することについて、その必要性及び実現の可能性を検討されたい。

(4) 生活環境部

ア 消費生活センターの商品試験及び検査のあり方について(県民生活課・消費生活センター)

消費生活センターの主たる業務である消費生活に関する苦情相談及び啓発のためには、検査施設を利用した商品試験も必要であり、そのための施設も確保されているが、平成12年度において検査施設を利用した商品試験は21件と少なく、施設の役割を十分に果たしているとはいい難い。

ついては、商品試験及び検査のあり方について、検討されたい。

イ 男女共同参画への取組について(男女共同参画推進課)

平成12年12月に鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)が制定され、男女共同参画社会の実現に向けて県民を挙げて取り組むこととされた。また平成13年6月には、同条例に基づき、県の取組の方向と具体的施策を示した鳥取県男女共同参画計画が策定されたところである。

男女共同参画社会の実現に向け、県は、この計画に基づき着実に各種施策を推進するとともに、各部局の連携を深め、真に県全体での取組となるよう推進体制の充実を図られたい。

特に、人間形成の大切な時期である教育現場においては、男女の固定的役割分担の意識を解消し、男女が共に自分らしく生きるための意識改革やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識の浸透等、女性の人権が擁護され、男女が共に主体的に生きる権利の確保に向けた取組を教育委員会事務局と連携し、積極的かつ早急に推進されたい。

ウ 中山間地域対策としての住宅政策について(住宅環境課)

本県では、平成8年に、鳥取県の住まい・まちづくりの長期的目標としての住宅マスタープランが策定

され、この基本方針を柱に、住宅対策の推進が図られているところである。

また、住宅建設の目標については、住宅建設5箇年計画が定められ、県営住宅の建設についても、この 計画に基づき整備されているものの、実体としては既存の住宅の建替えに留まっている。

一方、本県においては、中山間地域の活性化を支援する施策は、従来、農林業の分野を中心に多種・多 様な取組が精力的に行われてきたところであるが、近年の自然志向、環境意識の高まりに伴い、農山村居 住の魅力が注目される中、他の施策とあいまって、定住促進及びUターン(都市で就学又は就職していた 者が故郷に帰ること)等を希望する者への対応等、住宅施策の積極的な展開も望まれる。

ついては、県として、市町村や住宅供給公社等との連携を図りつつ、中山間地域の特性を踏まえて、公 共住宅の整備のあり方について検討されたい。

(5) 商工労働部

ア 産業技術センターにおける I S O14001の取得について(工業振興課・産業技術センター)

本県は、環境方針を定め、環境先進県を目指している。また、ISO14001の認証を取得しているか否 かが、商取引を左右するのが世界のすう勢といわれている。

県内においては、平成13年3月末現在で、ISO14001の認証を取得している企業数は28社、件数にし て31件であるが、さらに多くの企業が早期に認証を取得することが望まれる。

ついては、製造業等の技術指導において果たすべき役割の大きい産業技術センターが率先してISO 14001の認証を取得するとともに、県内企業における認証取得促進のための指導等に努められたい。

イ 鳥取県物産観光センター運営のあり方について(市場開拓課・物産観光センター)

鳥取県物産観光センターは、物産及び観光の紹介、宣伝等を目的として設置されており、社団法人鳥取 県物産協会に運営を委託しているが、同協会が行う物品販売部門の客数及び売上高は、共に最盛期の約65 パーセントと、大幅な減少傾向を示しており、十分に役割を果たしているとはいい難い。

現在、イベント開催、インターネットを利用したPR等に努めており、平成13年度は同センターの改装 を計画しているところではあるが、立地場所、駐車場確保、多額なテナント料等の根本的な問題点を抱え

ついては、同センターの設置目的に沿って役割を果たし得るよう、長期的な視野に立った運営のあり方 の検討を行われたい。

(6) 農林水産部

ア 農業分野における国際交流のあり方について(農政課)

中国河北省及び韓国江原道との農業分野における国際交流については、今までは本県からの技術移転と いう性格が強かったが、現在では中国をはじめとする周辺諸国の農業技術が向上し、白ネギ、シイタケ等 の中国等からの輸入農産物の急増による影響で、県の進める国際交流事業に対し、農家から疑問の声があ がっている。

ついては、農業分野における国際交流事業の今後のあり方について検討されたい。

イ 財団法人鳥取県造林公社の今後のあり方について(林政課)

財団法人鳥取県造林公社(以下「造林公社」という。)は、近年の木材価格の低下、林業経営コストの 増加等により経営状況が悪化し、累積債務は平成12年度末で276億円(農林漁業金融公庫137億円、鳥取県 139億円)に達している。

このため、平成10年度に事業の見直しが行われたが、その収支試算(平成77年度まで)においても107 億円の赤字が見込まれており、今後の木材価格等の動向によっては、経営状況がさらに悪化することが懸 念される。

このまま推移すれば借入金が増加し、累積債務はますます巨額となり、新たな債務処理の問題が発生す

一方、森林それ自体の環境資源として公共性や公益性が重視されてきている中で、造林公社の存在意義 を改めて確認する必要がある。

このため、現在設置されている「造林公社及び県行造林のあり方検討委員会」で十分検討され、その内容を県民に開示し、県民の理解を得た上で造林公社の今後のあり方についての方針を定めることとされたい。

ウ 農業改良普及員の活動について(経営指導課・各地方農林振興局)

農業改良普及事業は、農業経営と農村生活の改善に自主的に取り組む大規模農家、認定農家及び生産法人に対し重点的に行われており、本県の農家の7割を占めている第2種兼業農家の指導がおろそかになっているように見受けられる。

ついては、県内の農業生産の多くが兼業農家に依存していることから、第2種兼業農家に対する営農指導についても積極的に行われたい。

また、農業改良普及員の人事異動の周期が早く、県の施策が農家に伝わらない状況にあるので、農業者との信頼関係を維持し、継続的な普及活動が推進できる活動体制を整備されたい。

なお、農業技術の進歩や農業者の要望が多様化・高度化してきているので、農業改良普及員がこれらに 対する技術及び知識を習得するための研修を充実されたい。

エ 米の消費拡大について(生産振興課・経営指導課・各地方農林振興局)

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき決定された国民の食生活の改善のための食生活指針では、栄養・健康面から、米食の重要性等について国民各層に普及・啓発し、米食の一層の推進を図ることとされており、本県においても米の消費拡大に努めているところである。

平成12年度における全国の米の1人1か月当たりの消費量は5.147キログラムで、前年度に比べて0.1パーセント増加し、減少傾向が続いていた消費状況に変化の兆しが現れてきているものの、引き続き米の消費拡大を図るために、米食の重要性を啓発するなど各種施策を積極的に推進されたい。

(7) 農林水産部及び土木部共通

平成12年度工事監査の結果について

予算執行をめぐる住民の関心が高まる中で、工事の技術的部門においても適正な執行が強く求められている。

こうした状況の下、技術士による工事の技術面の監査を県下26箇所において実施したところ、指摘すべき事項は認められなかったが、各工事箇所において技術士から善処すべき事項、今後留意すべき事項として提言があった。

これらの事項について、それぞれ善処されるとともに、今後の工事執行に当たって十分留意されたい。

(8) 出納局

ア 財務会計事務の適正な執行について

財務に関する事務は、行政を推進していくための基礎的な事務であり、行政の多様な活動の根幹をなす 重要な事務である。

しかしながら、定期監査において、収入事務における調定の遅延、支出事務における旅費の過払い、さらに、契約事務の遅延等基礎的な事務処理の誤りが多数見受けられた。

出納局においては、昨年の監査意見も踏まえ各機関に対する会計事務の検査・指導のほか、職員の研修にも努力しているところであるが、基礎的な知識や重要性の認識が職員に十分徹底されるよう、より一層研修の充実を図るとともにチェックリスト等を作成して適正な事務処理が行われるよう努められたい。

イ ペイオフ対策について

平成12年の預金保険法(昭和46年法律第34号)の改正により、公金預金もペイオフ(預金などの払い戻し保証を一定額までとする措置)の対象とされ、平成14年3月に定期性預金、平成15年3月に流動性預金に対する全額保護の措置が終了することとなっている。

ついては、ペイオフの解禁に伴う公金の保護方策を確立するとともに、金融機関の経営実態を的確に把握して公金管理に万全を期されたい。

ウ 備品管理の徹底について

定期監査において、鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)に規定する物品の照合がな されていないため、物品と帳簿の不突合、使用不能物品の未処分等の事例が多数見受けられた。

ついては、物品の照合、適正な物品処分に万全を期すとともに、現在構築中の物品管理システムへの円 滑な移行を図り、備品の取得、管理、処分等についての指導を徹底されたい。

また、不用品の処分に当たっては、利用可能な物品を庁内LAN(県庁内での情報通信網)の掲示板等 を利用しながら有効に活用するよう全機関に周知されたい。

(9) 教育委員会

ア 鳥取盲学校の寄宿舎及び積善学園のあり方について(小中学校課・鳥取盲学校)

鳥取盲学校の寄宿舎は、視覚障害のある児童生徒が基本的な生活態度を身につけ、団体生活を通じて好 ましい人間関係を育てるための施設としての役割を担ってきたが、近年、保護者の在宅指向などに伴い、 入所者は少なくなっている。

また、隣接している積善学園は、盲ろうあ児の自立支援施設としての役割を担ってきたが、近年、少子 化、福祉制度の充実に伴う在宅指向、視覚・聴覚障害教育の普及等に伴い、入所者は減少している。

ついては、現在の施設の運営や体制は、中途失明者への対応や社会変化への対応ができていないと思わ れるため、福祉保健部と十分連携を図りながら、寄宿舎の今後のあり方や相談体制の充実について、早急 に検討されたい。

イ 財団法人鳥取県教育文化財団のあり方について(総務福利課)

財団法人鳥取県教育文化財団は、埋蔵文化財の発掘調査の受託事業を行うとともに鳥取県埋蔵文化財セ ンター、鳥取県立生涯学習センター、県民ふれあい会館、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県大山青 年の家について県から管理委託を受けているが、次のような問題点が見受けられるので、それぞれ検討の 上、改善されたい。

- (ア) 自主事業が少なく、事務局の企画立案部門の体制が不十分と思われる。
- (イ) 施設内にある県と財団の組織の違いがわかりにくい。
- (ウ) 財団の役職員の大半を県の職員が兼務する等、責任の所在が不明確である。
- ウ 高校再編に伴う不用物品の有効活用及び記念事業の実施について(高等学校課・高等学校共通)

高等学校教育改革により、高等学校の再編成が順次進められているところであり、多くの物品が処分さ れることが予想される。

ついては、再利用が可能な物品を事務的に処分することがないよう、他の関連する学校等と連絡し合っ て、有効活用を図られたい。

また、廃止される高等学校の卒業生及び関係住民の思いには格別なものがあると思われるので、思い出 となるような記念事業を実施するなどの配慮をされたい。

エ 学校週5日制を踏まえた施策の充実について(生涯学習課)

学校週5日制については、平成4年9月から月1回の実施が始まり、平成7年4月からは月2回の実施 がなされており、平成14年4月からは完全実施となる。

この学校週5日制は、子どもたちの生活にゆとりをもたせるとともに、自分で考え、判断・行動して問 題を解決していく力等を身につけさせるために行われるものである。

しかし、今の家庭及び地域の実態をみると、特に共働きの家庭における小学校低学年の子どもたちの受 け皿不足、学力低下への心配等完全週5日制に対する不安が感じられる。

ついては、親子の触れ合い及び地域の人々等との様々な交流をはじめ、生活体験及び野外での自然体験 等の社会体験ができる場所の提供、学童保育の充実等について関係部局と十分連携を図るとともに、情報 の提供によるネットワーク体制を確立する等して完全週5日制を円滑に実施されたい。

16	平成13年11月29日	小唯 日	馬	圦	県	公	郑	(号外 <i>)</i> 第118号